

令和5年度

第1回 堺市アスベスト対策推進本部会議

令和5年5月12日

堺市アスベスト対策推進本部

次 第

- ① 審議事項1…令和4年度の報告及び令和5年度の取組について
- ② 審議事項2…臨時対策チームの取組について
 - 2-1 東雲公園予定地におけるアスベスト含有建築物等対策チームの取組
 - 2-2 市立小学校におけるアスベスト含有建築物対策チームの取組
 - 2-3 臨時対策チームの活動完了について

① 審議事項1…令和4年度の報告及び令和5年度の実施について

令和4年度の報告及び令和5年度の取組について (1/2)

| | 令和4年度 | | | | | | | 本部会議 報告済 | 令和5年度 | | 部会 | |
|------------------------------|---------------------------------|--|-----|-------|-------|-----|-------|-------------|------------------------------|--|----------|-----------|
| | | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | | 新規 | 重点 | | |
| 飛散対策 | ■ 建築物の解体等に対する局連携による監視・指導の実施（通年） | 現場確認数 | 891 | 1,131 | 1,134 | 885 | 1,023 | 1,131 | | 継続して実施 | | 飛散対策部会 |
| | ■ 吹付けアスベストの含有調査及び除去工事への補助 | 含有調査・件数 | 2 | 1 | 1 | 0 | 2 | | | 継続して実施 | | |
| | ■ 除去工事・件数 | 除去工事・件数 | 3 | 0 | 0 | 1 | 2 | | | | | |
| | ■ 災害時のアスベスト飛散防止に向けた取組 | 災害対応実例から災害時飛散防止マニュアルに基づく対応の課題を整理 | | | | | | | レ | ・情報収集、発信体制を構築 ・建築物所有者が対応しない場合の代行措置の検討 ・資機材準備の実施 | ● 資料1 | |
| ■ 建築物のアスベスト含有建材使用状況データの集約・整理 | 国の調査データを集約 3,702棟 | | | | | | | レ | ・災害時のデータ提供方法を構築 ・データ確度を向上 | | | |
| 市有建築物 | ■ レベル1建材再調査及び調査結果の公表 | ・再調査の結果、新たに9棟でレベル1建材を確認 ・R4年7月ホームページに公表 | | | | | | | レ | (R4年度完了) | | 市有建築物対策部会 |
| | ■ レベル2建材対策 | - | | | | | | | | ・建材の損傷、劣化等を漏れなく補足できるよう「みなし含有」としての点検強化に取り組む ・レベル2建材の使用（の可能性がある）部位のうち飛散リスクの高い部位の把握に取り組む | ● 資料2 | |
| | ■ 点検・管理マニュアルの充実 | 施設点検・管理を重点化し、R5年1月にマニュアルを改正 | | | | | | | レ | R4年度に構築した「共用データベース」、改定した「点検・管理マニュアル」 | | |
| | ■ アスベスト情報の庁内統一した管理方法の構築 | 共用データベースの仕組みを構築し、R4年11月から運用開始 | | | | | | | レ | に基づくアスベスト含有建材の点検・管理ルールを庁内に定着させる | ● 資料3 | |

令和4年度の報告及び令和5年度 of 取組について (2/2)

| | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 部会 | | |
|-------|--------------------------|---|-------|---|----------|---------|----------|
| | | 本部会議 報告済 | | 新規 重点 | | | |
| 健康対策 | ■ 石綿検診及び受診勧奨の広報 | ・環境省から「石綿読影の精度に係る調査」を受託し、「堺市石綿検診」を実施 ・市ホームページ、広報さかい、「肺がん・結核検診」会場でのチラシ配架等により受診を勧奨 | | 継続して実施 | | 健康対策部会 | |
| | ■ 検診受診者の健康管理の支援 | 検診受診者に、石綿読影の精度に係る調査の内容に即した「アスベスト健康手帳」を配布し、自主的、継続的な健康管理を支援 | | 継続して実施 | | | |
| | ■ 「石綿健康被害救済制度」の周知 | (独)環境再生保全機構の「石綿健康被害救済制度」について、市ホームページ、広報さかいにより広報周知 | | 継続して実施 | | | |
| 啓発・研修 | ■ 市民、事業者等に向けた制度周知 | アスベスト対策の現状や制度について建築物所有者（施主）、市民、事業者等向け研修を実施（R5年1月） | | ・市民、事業者向けの講習会を継続実施 ・市ホームページについて、必要な情報にアクセスしやすいようリニューアルする | ● 資料4 | 啓発・研修部会 | |
| | ■ 市有建築物管理者向けの点検・管理に関する研修 | 共用データベース、点検・管理マニュアルの趣旨や運用方法について、施設管理者向けに研修を実施（R4年11月） | | R4年度に構築した新たなルールの定着化を目的とし、共用データベース運用後の検証課題への対応や、レベル2建材の調査について研修を実施する | ● 資料4 | | |
| | ■ 技術職員研修 | 専門機関の意見を踏まえ、アスベスト含有建材の点検・管理に従事する職員の技術力向上を目的として、座学と実地研修を交えた研修を実施（R5年2月） | | R4年度研修に続くものとして、内容を検討のうえ実施し、対象職員の技術職員の技術力向上をめざす | ● 資料4 | | ● 資料4 |
| | ■ 学校教育 | ・がん教育の一環として指導資料を用いて小学6年生と中学2年生にアスベスト教育を実施 ・令和4年度は指導資料をさらに改訂 | | 継続して実施 | | | |

【資料1】 災害時のアスベスト飛散防止について

| 段階 | 堺市災害時アスベスト飛散防止マニュアル | | 対策具体化の課題 | |
|-------------|---------------------|------------------------|--|---------------------------------|
| | | 実施事項 | | |
| 平時時 | 1 平常時における準備 | 1-1 アスベスト使用建築物等の把握 | ・アスベスト台帳の整理 ・データマッピング等、災害時のデータ提供への備え ・指定避難所のアスベスト情報の整理 | |
| | | 1-2 アスベスト飛散・ばく露防止体制の整備 | ・市民等への注意喚起の方法と体制の構築 ・建築物所有者への災害時対応の周知 | |
| | | 1-3 応急対応に必要な資機材の確保 | ・調査等従事者に必要なマスク、防護服等の準備 ・露出アスベストの養生等に必要養生シート等の準備 | |
| | | 1-4 災害時タイムスケジュールの作成 | ・BCPの修正、対策業務の追加 | |
| 初動対応 | 2 注意喚起 | 2 初動対応者、住民等への注意喚起 | ・災害対応職員への情報提供手法の策定 ・市民等への情報発信方法の策定 | |
| 応急対応 | 3 アスベスト露出等の把握 | 3 アスベスト露出状況等の把握 | ・アスベスト露出通報の集約体制の構築 ・被害情報とアスベスト台帳による注意個所の特定 ・確認調査・対策指示体制の構築 ・協定団体への協力要請手順の確立 ・所有者への対策依頼の手法の構築 | |
| | | 4 応急の飛散・ばく露対策 | 4-1 飛散・ばく露防止の応急措置 | ・所有者への助言方法の構築 ・市による代行措置の体制構築 |
| | | 4-2 廃棄物中の吹付けアスベスト等の回収 | ・廃棄物からのアスベスト含有建材の分別指導 ・現場での保管方法の周知 | |
| 復旧・復興 | 5 調査・届出・解体工事 | 5-1 事前調査、作業計画 | ・工事施工者による立ち入り可・不可の判断方法の構築 | |
| | | 5-2 解体工事 | ・注意解体の方法周知と散水等の確認方法の構築 | |
| | 6 収集・運搬 | 6 収集・運搬における飛散防止 | | |
| | | 7 一時保管 | 7-1 分別・保管方法 | |
| | | 7-2 一時保管における飛散防止 | ・堺市災害廃棄物処理計画との関係整理 | |
| | 7-3 仮置場での管理状況の確認 | | | |
| 8 中間処理・最終処分 | 8 中間処理・最終処分 | | | |

令和5年度の取組

- 取組① 民間建築物調査データの集約・整理
 - 《R4》
 - ・調査データの集約
 - ・データマッピングの試行
 - 《R5～》
 - ・データ提供方法の構築
 - ・データ確度の向上
- 取組② マニュアルの充実（初動・応急対応）
 - 《R4》
 - ・災害対応実例の調査
 - 《R5～》
 - ・情報収集、発信体制の構築
 - ・建築物所有者が対応しない場合の代行措置の検討
 - ・資機材準備
- 取組③ マニュアルの充実（復旧・復興）
 - 《R4》
 - ・災害対応事例の調査
 - ・災害廃棄物処理計画との関係を検討
 - 《R5～》
 - ・建築物の注意解体に対する指導基準の構築
 - ・仮置き場等にアスベスト含有災害廃棄物が混入された場合の実態的な分別、管理要領の検討

【資料2】 レベル2建材の対策について

■ 課題認識

1) 法改正等によりレベル2対策の必要性が高まっている

石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材（レベル2建材）について、損傷、劣化等により石綿粉じん発散のおそれがある場合
 ・建材の除去、封じ込めや囲い込みが必要となった
 ・封じ込め、囲い込みの作業では、隔離措置や特別教育、作業計画の策定などが必要となった （平成26年厚生労働省令第50号）

2) 一方、レベル2建材は、工場生産された規格品のため通常の使用状態ではアスベストの飛散性が高くなく、建物の至る所で使用されているため、隠蔽部等を含めた建材分析によるアスベスト含有特定は非合理（費用対効果、把握の不完全性）と考えられ、損傷・劣化等を漏れなく補足する点検（「みなし含有」としての点検）が実質的に有効である。

■ 取組方針

- 建材の損傷、劣化等を漏れなく補足できるよう「みなし含有」としての点検強化に取り組む
- レベル2建材の使用（の可能性がある）部位のうち飛散リスクの高い部位の把握に取り組む

【具体的な対策】

| | 対策の考え方 | 取組内容 |
|--------|--|--|
| レベル2建材 | ● 「みなし含有」としての管理が基本 | ○ 「みなし含有」としての管理を確実に行うための知識周知を行う |
| | ● 飛散リスクの高い部位を把握する | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「機械室」を重要点検部位※とし調査、把握する ※ L2建材使用が集中する部位で概ね把握可能 ・ 「煙突断熱材」は建材把握して管理する | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「市有建築物対策部会の調査」「全庁照会」の双方向で特定する ○ 特定した施設を部会・施設管理者協同して順次実地調査を行う ○ これまでの取組で使用中の煙突6本を特定している ○ 煙突全般について現時点の再確認を行う |

【資料3】 市有建築物の適正な点検・管理について

■ 共用データベース運用の経緯

- R4年7月29日 R4年度第2回**推進本部会議**で「共用データベース構築」の考え方を承認
- R4年10月5日 R4年度第4回**市有建築物対策部会**で共用データベースの内容を決定
- R4年10月28日 市有建築物対策部会長が、本部長了解を経て**本部員あてに共用データベース構築を報告**
- R4年11月4日 **施設管理者研修**で共用データベースについて説明
- R4年11月22日 **本部長より共用データベースの運用を庁内通知**
- R5年2月6日 R4年度第3回**推進本部会議**で**全局のデータベース作成完了を報告**

■ R5年度の取組 …マニュアルに基づく点検・管理ルールを定着させる

R5年度は、R4年度に構築した「共用データベース」、改定した「点検・管理マニュアル」に基づくアスベスト含有建材の点検・管理ルールを庁内に定着させることを目的として以下の取組を行う

○R5年度用共用データベースの調製（～7月）

- ・財産活用課の公有財産台帳システム（上下水道局は財産管理システム）最新データを共用データベースに調製し、環境保全部ホームページに保存する（環境共生課で作業予定）
- ・各局は、R5年度用の共用データベースに点検結果や損傷、劣化等の記録を行う

○施設管理者研修の実施（6月）

- ・6月に点検・管理マニュアル、共用データベースの内容について研修を開催（毎年恒例）
- ・研修では、施設点検趣旨及びアスベスト含有建材の理解度向上に注力（※）

○施設点検の実施（基本8月及び2月、その他随時）

- ・施設管理者による年2回の点検を実施する（環境共生課から文書で点検依頼）
- ・施設数が多く点検作業の平準化が必要な部局は、点検スケジュールを調整する（※）

○共用データベースの内容チェック（基本年度末、その他随時）

- ・施設管理者が局マスターシートに入力した情報について、各局の局フォルダ管理責任者は、損傷、劣化等の入力漏れがないか等チェックする
- ・市有建築物対策部会は、各局マスターシートをチェックの上、必要に応じて相互確認を行う

（※）R4年11月の共用データベース運用開始後の検証課題への対応事項
その他の検証課題である「レベル2建材の調査」については【資料2】のとおり

| | 総施設数 | |
|----------------|------------------------------|-------|
| | 点検・管理記録表対象数 「2007/3/31」以前 | |
| 市合計 | 3,784 | 3,039 |
| 01市長公室 | 7 | 6 |
| 03総務局 | 15 | 9 |
| 05財政局 | 3 | 2 |
| 07市民人権局 | 12 | 8 |
| 08文化観光局 | 127 | 66 |
| 10環境局 | 96 | 68 |
| 11健康福祉局 | 83 | 73 |
| 14子ども青少年局 | 88 | 60 |
| 15産業振興局 | 48 | 44 |
| 16泉北ニューデザイン推進室 | 11 | 11 |
| 17建築都市局 | 684 | 523 |
| 19建設局 | 319 | 214 |
| 21_1堺区 | 5 | 3 |
| 21_2中区 | 5 | 5 |
| 21_3東区 | 4 | 4 |
| 21_4西区 | 1 | 1 |
| 21_5南区 | 13 | 12 |
| 21_6北区 | 4 | 4 |
| 21_7美原区 | 10 | 3 |
| 28選挙管理委員会 | 3 | 3 |
| 38教育委員会 | 1,896 | 1,631 |
| 60上下水道局 | 273 | 232 |
| 90消防局 | 77 | 57 |
| 危機管理室 | 0 | 0 |
| 市政集中改革室 | 0 | 0 |
| ICTイノベーション推進室 | 0 | 0 |
| 会計室 | 0 | 0 |
| 人事委員会 | 0 | 0 |
| 議会事務局 | 0 | 0 |
| 監査委員会 | 0 | 0 |
| 農業委員会 | 0 | 0 |

【資料4】 啓発・研修について

- R4年度のアスベスト対策推進本部規程の改定時に、「啓発検討部会」を「啓発・研修部会」に改編
- アスベスト対策の啓発において重要な以下の啓発及び研修を分野横断的にマネジメントする
 - 【対市民等】・アスベストを正しく理解するための知識の啓発
 - 【対事業者】・建築物の管理、解体に関する法令、制度の周知
 - 【対職員】・堺市が経験した事件、事案の教訓を風化させない意識の啓発
 - ・施設管理に従事する職員に対する、点検・管理マニュアル、共用データベースの運用による、施設の適切な管理に関する研修
 - ・施設管理者からの相談等に対応する職員に対する専門的かつ実践的な研修

■ 本市の施設管理者向け研修（R5年6月）

- ・点検・管理マニュアル、共用データベースに関する説明
- ・R4.11の共用データベース運用開始後の検証課題を踏まえた施設点検趣旨及びアスベスト含有建材の理解を深める説明
- ・今年度新規に取り組むレベル2建材対策に関する説明と機械室調査の依頼

■ 市民、事業者向けの講演会（R6年1月予定）

- ・アスベストに関する知識
- ・建築物の管理や解体工事に関する大防法、石綿障害予防規則、建設リサイクル法等の説明
- ・その他、関係機関からの事業紹介等

■ 本市において専門的にアスベスト関係業務に従事する職員向けの専門研修（R6年2月予定）

- ・アスベスト含有建材の取扱いに関する技能を高めるための座学と実地研修を合わせた実践的な研修
- ・災害発生時の対応事例から災害対応力の向上に繋がるノウハウを学ぶ研修

② 審議事項2…臨時対策チームの取組について

2-1 東雲公園予定地におけるアスベスト含有建築物等対策チームの取組

2-2 市立小学校におけるアスベスト含有建築物対策チームの取組

2-3 臨時対策チームの活動完了について

2-1 東雲公園予定地におけるアスベスト含有建築物等対策チーム

■ 事案の対応状況

- ・アスベスト除去に向け建物所有者など関係者と調整を実施し、外部露出部のアスベスト撤去工事の同意を得る
- ・令和5年2月20日～工事足場設置に着手
- ・令和5年2月28日～3月1日 建築外部露出部分のアスベスト除去作業
- ・令和5年3月7日 アスベスト除去工事完了

※工事はトラブル等もなく順調に作業が進み、当初予定していた期間で完了した

■ 臨時対策チームの活動完了について

- ・課題である「外部露出部のアスベスト除去」について、工法決定、施工監理に専門家の参画を得て無事に除去工事が竣工し、対策は完了した

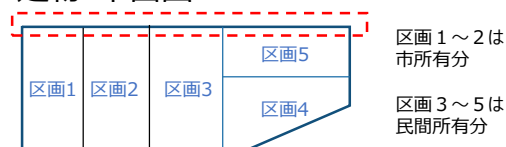
■ 今後の対応

- ・引き続き、公園用地の買収に向け地権者との調整を継続する

全体位置図



建物・平面図



建物写真



外部露出部アスベスト除去後写真



2-2 市立小学校におけるアスベスト含有建築物対策チーム

■ 事案の対応状況

○ 対象4校の対応

- ・4校（日置荘小、登美丘西小、八田荘小、福泉小）ともアスベスト含有吹付ロックウールを除去した上で、体育館3階フロアを減築することとした

○ 健康リスクの検証

- ・外部の有識者5名からなる懇話会を設置し、全5回の開催を通して、健康リスクの評価結果を得た
- ・健康リスクの評価結果は、「健康面での経過観察や健康管理等の対応を今後とる必要はないと考えられるレベル」であった

○ 報告書の公表

- ・R5年3月に、本事案の概要及び検討・検証結果をまとめた報告書を作成し、公表した

■ 臨時対策チームの活動完了について

- ・臨時対策チームの対応事項である「対象4校の対応」と「健康リスク」について、検討・検証を行い、「対象4校の対応」は減築することを決定し、「健康リスク」は懇話会を通して評価結果を得た

■ 今後の予定

- ・R5年度に、日置荘小の減築工事を行う
- ・他の3校についても、早期の減築に向け、計画的に進める

2-3 臨時対策チームの活動完了について

■ 臨時対策チームの対策事項

【東雲公園予定地チーム】 R3年9月10日設置

- 東雲公園予定地内建築物のアスベスト含有建材における対策困難事案の対策手法の検討
- 施設管理部署への技術的なサポートによりアスベスト飛散を未然に防止し適切な対策を行うこと

« R3年9月10日アスベスト対策推進本部会議 資料4 「(仮称)アスベスト含有建築物等対策チームの概要(案)」より »

【市立小学校チーム】 R3年9月24日設置

- 今後の対応策に関すること …使用再開に向けての検討
- 健康リスクに関すること

« R3年9月24日アスベスト対策推進本部会議 資料6 「市立小学校におけるアスベスト含有建築物等対策チームについて」より »

■ 臨時対策チームの活動完了について

【東雲公園予定地チーム】

- ・対策困難事案であった「外部露出部のアスベスト含有建材除去」について資料2-1のとおり完了した

【市立小学校チーム】

- ・対応事項であった「対象4校の対応」と「健康リスク」について資料2-2のとおり完了した



- 臨時対策チームの主題である対策が完了したため、2つの臨時対策チームを解散する
- 残っている関連取組は継続して取り組む